

公立大学法人青森公立大学職員の地域手当に関する細則

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 74 号

改正 平成 22 年 3 月規程第 13 号
改正 令和 7 年 3 月規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 21 年規程第 67 号。以下「給与規程」という。）第 13 条の規定に基づき、地域手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給地域及び支給割合)

第 2 条 給与規程第 13 条第 1 項の別に定める地域は、人事院規則 9—49（地域手当）別表第 1 に掲げる地域とする。

2 給与規程第 13 条第 2 項の理事長が定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 3 項の規定により人事院規則で定める地域手当の級地をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 一級地 100 分の 20
- (2) 二級地 100 分の 16
- (3) 三級地 100 分の 12
- (4) 四級地 100 分の 8
- (5) 五級地 100 分の 4

(端数計算)

第 3 条 給与規程第 13 条第 2 項の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与規程第 16 条、第 20 条及び第 26 条第 3 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

(支給の方法)

第 4 条 地域手当は、給与の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における給与規程第13条の規定による地域手当の支給割合の特例)
- 2 給与規程附則第13項の100分の18を超えない範囲内で別に定める割合は、100分の17とする。
(雑則)
- 3 前項に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成22年規程第13号)
(施行期日)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規程第15号)
(施行期日)
この細則は、令和7年4月1日から施行する。